

リネンサプライ分野特定技能協議会の設置について

1 目的

リネンサプライ分野特定技能協議会は、「リネンサプライ分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）第二2（3）②の規定に基づき、構成員が相互の連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（令和7年3月11日閣議決定）第五5（6）の規定を踏まえ、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、地域における人手不足の状況を把握し、必要な措置を講ずること及びリネンサプライ分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用に資する取組について協議を行うことを目的とする。

2 構成員

別紙のとおり

3 資料及び議事概要

後日公開

4 事務局

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

5 開催時期

必要に応じ開催

リネンサプライ分野特定技能協議会構成員

法務省出入国在留管理庁

警察庁刑事局組織犯罪対策部

外務省領事局

厚生労働省職業安定局

人材開発統括官

特定技能所属機関（現に1号特定技能外国人を受け入れている機関に限る）

一般社団法人日本リネンサプライ協会

一般社団法人日本病院寝具協会

一般社団法人日本ダストコントロール協会

一般社団法人日本ダイアパー事業振興会

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（事務局）